

# 山梨県公報

第七十八号

令和二年

三月九日

月 曜 日

## 目次

○家畜伝染病の発生	一〇九
公 告	
○公共測量の終了	一〇九
○都市計画の変更図書の縦覧(三件)	一〇九
教育委員会	
○山梨県指定有形文化財の指定	一一〇
正 誤	
○令和二年二月二十七日付第七十五号中	一一〇

## 告 示

**山梨県告示第七十号**  
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。  
令和二年三月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨ―ネ病	牛	患畜	一	北杜市	令和二年二月十九日

## 公 告

○公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により富士吉田市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
令和二年三月九日  
山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 測量の種類 公共測量(空中写真撮影)
- 測量の地域 富士吉田市全域
- 測量の期間 令和元年六月十四日から令和二年二月六日まで

○都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により都留市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。  
令和二年三月九日  
山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 都市計画の種類 都留都市計画下水道
- 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

○都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により葦崎市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。  
令和二年三月九日  
山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 都市計画の種類 葦崎都市計画下水道
- 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

○都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により富士川町長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。  
令和二年三月九日

- 一 都市計画の種類 富士川都市計画下水道
  - 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課
- 山梨県知事 長崎 幸太郎

### 教育委員会

#### 山梨県教育委員会告示第二号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。

令和二年三月九日

山梨県教育委員会

教育長 市川 満

有形文化財の部  
歴史資料

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
八王子神祈願図絵馬	一面	木製 縦三四・〇センチメートル 横（上辺）六〇・八センチメートル（下辺）六一・七センチメートル 厚（上辺）一・〇センチメートル（下辺）二・五センチメートル	神戸自治会	甲斐市神戸 甲斐市上福沢	甲斐市神戸 六七二

### 正誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 令和二年二月二十七日（第七十五号）公布山梨県告示第六十一号（建築士法第四条第四項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者）  
六八 下 十四  
建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者  
建築士法第十五条第一号に掲げる者